

## 1 酒類販売管理研修を実施する際の留意事項

### (1) 酒類販売管理研修の受講者

酒類販売管理研修は、酒類販売管理者に選任された者（選任が予定されている者を含む。）を対象とするものですが、酒類の適正な販売管理の確保等を図るため、酒類販売管理者に選任された者以外の者（未成年者を含む。）であっても受講できるものとしてください。

研修実施団体は、正当な理由なく受講を制限することはできません。

会場の定員を超える申込みがあった場合は、先着順のほか、酒類販売管理者の選任が予定されている者又は受講期限の到来が近い者を優先して受講させるなど、合理的に対応してください。

### (2) 酒類販売管理研修の研修講師

酒類販売管理研修の研修講師になることができる者は、次のいずれかの要件を満たしている者です。

- 国税庁が実施する酒類販売管理研修の研修講師養成のための研修（以下「庁実施研修」といいます。）を受講した者
- 国税庁長官が指定した研修実施団体が実施する酒類販売管理研修の研修講師養成のための講習（以下「コア講師講習」といいます。）を受講した者
- 庁実施研修又はコア講師講習を受講した者を講師として、研修実施団体が実施する所定の講習（以下「研修講師講習」といいます。）をおおむね3年以内に受講した者
- 研修実施団体の指定者から、酒類の販売業務に関する法令に精通していると認められた者

研修講師は、所属している研修実施団体が実施する酒類販売管理研修の講師しか務めることはできませんが、病気その他の緊急の事由により所属する研修講師が酒類販売管理研修の講師を務めることができなくなった場合は、その者に代わって別の研修実施団体に所属する研修講師が講師を務めても差し支えありません。

その場合には、「酒類販売管理研修実施報告書」にその旨を付記してください。

また、小売酒販組合連合会とその区域内の単位組合など、重複する団体同士が緊密な関係にある場合を除き、一人の者を複数の研修実施団体の研修講師として重複選任することはできません。

### (3) 酒類販売管理研修の実施に関する計画

酒類販売管理研修の項目、講師及びテキストが、研修を適切に行うのに十分でなければなりません。

また、酒類販売管理研修の実施要綱や研修実施計画等について、事務所に備え置いて希望者には閲覧させるほか、事務所の掲示板やホームページに掲示する等の方法により、関係者に対して公表し、周知を図る必要があります。

なお、酒類販売管理研修の実施日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を事前に公表し、研修受講希望者を募集したにもかかわらず、研修受講の申込者がなく酒

類販売管理研修を実施できなかった場合等を除き、少なくとも2か月に1回程度は酒類販売管理研修を実施する必要があります。

(4) 酒類販売管理研修の受講手数料

酒類販売管理研修の受講手数料は「相当と認められる額」である必要があります。

また、「相当と認められる額」とは、具体的には、研修テキストの作成費用、会場借料、講師謝金などを勘案し、実費相当と認められる額であることをいいます。

なお、受講手数料を会費その他の名目で徴している場合は、酒類販売管理研修以外の事業内容等を勘案し、受講手数料に相当する額が「相当と認められる額」である必要があります。

(5) 酒類販売管理研修の実効性の確保等

酒類販売管理研修の実効性の確保のため、例えば、受講者の習得度を確認するためのテストを実施するなどしてください。

また、酒類の販売業務に関する法令の改正等があった場合には、速やかに酒類販売管理研修で使用するテキストの改訂、新旧対照表の差込み等を行うとともに、所属している講師に改正事項等の説明を行ってください。

なお、酒類販売管理研修には、国税局又は税務署の担当職員が臨場させていただく場合がありますので、ご注意ください。

(6) 酒類販売管理研修の共同開催

酒類販売管理研修は、他の研修実施団体と共同して開催しても差し支えありません。

なお、この場合における申請の受付や受講証の発行は、研修実施団体ごとに行ってください。

(7) 酒類販売管理研修に係る帳簿等の管理・保存等

酒類販売管理研修の運営、受講者名簿の作成及び受講履歴の管理等を適切に行ってください。

酒類販売管理研修に係る帳簿等については、書類の作成後又は帳簿の閉鎖後5年間保存しておいてください。

## 2 講師講習について

(1) コア講師講習

イ コア講師講習の講師

コア講師講習の講師は、国税庁又は国税局及びその他関係する官公庁の担当者が行います。

コア講師講習を実施しようとする団体は、関係する官公庁に担当者の講師派遣を要請してください。

ロ コア講師講習の内容

コア講師講習の内容は、酒類の販売業務に関する法令について十分な知識を習得させるものでなければなりません。

## (2) 研修講師講習

### イ 研修講師講習の講師

研修講師講習の講師は、庁実施研修又はコア講師講習を受講した者が行います。

### ロ 研修講師講習の内容

研修講師講習の内容は、当該講習の講師が受講した庁実施研修又はコア講師講習と同程度のものでなければなりません。

また、庁実施研修又はコア講師講習の受講後に酒類の販売業務に関する法令の改正があった場合には、当該改正内容についても説明を行う必要があります。

## (3) 講師講習の定期的な受講

研修講師に対しては、研修講師講習又は酒類販売管理研修を適切に実施できるよう、常に最新の知識を習得させる必要があります。

所属する研修講師に対して、おおむね3年ごとに講師講習を受講させるほか、関係法令についての説明会等を毎年度実施してください。

## (4) 講師講習を受講した酒類販売管理者の取扱い等

講師講習は、酒類販売管理研修の内容のほか、講師としての意義や役割を幅広く習得させるため、一般の酒類販売管理研修とは別に「講師を務める者」を対象として実施するものですので、講師講習も酒類販売管理研修に含まれます。

研修実施団体は、講師講習の受講者に対して受講証を発行していただき、また、受講者が酒類販売管理者である場合には、酒類販売管理研修講師講習受講者名簿に、当該受講者が選任されている販売場を記載してください。

## 3 報告書等の提出

研修実施団体は、各報告書等をそれぞれの期限までに税務署長、国税局長又は国税庁長官あて提出しなければなりません。

### ○報告書等の提出先

	区 分	提 出 先
1	○ 酒類業組合 ○ 酒類業組合以外の法人その他の団体（以下、この表において「その他の団体」といいます。） (注) 2及び3に該当するものを除きます。	税務署長
2	○ 酒造組合連合会又は酒販組合連合会 ○ 一若しくは複数の都道府県の区域を対象とする酒類業組合 ○ 一の税務署の管轄区域を超える地域の販売場の酒類販売管理者を対象に研修を実施しようとするその他の団体 (注) 3に該当するものを除きます。	国税局長
3	○ 酒造組合中央会又は酒販組合中央会 ○ 一の国税局の管轄区域を超える地域を対象とする酒類業組合 ○ 一の国税局の管轄区域を超える地域の販売場の酒類販売管理者を対象に研修を実施しようとするその他の団体	国税庁長官

## ○報告書等一覧

順号	報告書等の名称	提出期限	様式等	備考
1	講師講習の実施計画書	コア講師講習は実施する日の1か月前まで 研修講師講習は実施する日の2週間前まで	○適宜の様式	講師講習区分、実施場所、実施年月日、実施時間、受講人員、講習講師の氏名及び直近の講師講習受講日、講師講習の内容及び使用教材等を記載して提出してください。
2	酒類販売管理研修の講師講習実施報告書	講師講習を実施した日の属する月の翌月末日まで	○酒類販売管理研修の講師講習実施報告書 ○酒類販売管理研修講師講習受講者名簿（備考参照）	コア講師講習の場合は「酒類販売管理研修講師講習受講者名簿（コア講師講習）」を提出してください。 研修講師講習の場合は「酒類販売管理研修講師講習受講者名簿（研修講師講習）」を提出してください。
3	酒類販売管理研修の実施計画書	毎年1月末日まで	○酒類販売管理研修実施計画書	酒類販売管理研修の年間開催計画（4月から翌年3月まで）については、新規免許申請の多寡等による地域事情等を考慮したものとしてください。
4	酒類販売管理研修の実施報告書	酒類販売管理研修を実施した日の属する月の翌月末日まで	○酒類販売管理研修実施報告書 ○酒類販売管理研修受講者名簿	国税庁の指定するフォーマットの電子ファイル（様式は受講者名簿と同じ。）に必要な事項を入力したファイルをUSBメモリ等に格納して提出することも可能です。
5	事業報告書	通常総会等の終了の日から2週間以内	○事業報告書の写し	これらの書類を別に提出している場合又は公表している場合などについては、提出を省略することができます。
6	事業計画書	事業年度の開始前	○事業計画書の写し	
7	異動報告書	異動後速やかに	○酒類販売管理研修実施団体異動報告書	次の事項に異動が生じた場合に提出してください。 なお、①、③から⑤の事実を証する書類を別に提出している場合又は公表している場合などについては、提出を省略することができます。 ① 研修実施団体の名称及び所在地 ② 3により提出された実施計画書 ③ 5及び6により提出された事業報告書等 ④ 定款又は寄付行為 ⑤ 役員の氏名 ⑥ 酒類販売管理研修の対象とする販売場の所在する区域（当該研修実施団体の加入者に限る場合はその旨） ⑦ 研修講師の氏名、住所若しくは勤務先の名称及び所在地 ⑧ 酒類販売管理研修の実施方法、内容及び酒類販売管理研修受講証の交付に関する事項 ⑨ 受講手数料の額及びその収納方法に関する事項 ⑩ 酒類販売管理研修の実施に関する事項の公表方法 ⑪ 酒類販売管理研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 ⑫ その他酒類販売管理研修に関し必要な事項として報告した事項